

公益財団法人 長寿科学振興財団

【認知症政策研究推進事業】

外国人研究者招へい事業

平成28年度

《二次募集要領》

1 趣旨

この事業は、認知症対策研究の分野で優れた研究を行っている外国人研究者を招へいし、わが国と外国との間で研究協力を行うことによって得られる成果を認知症対策研究に反映させるために実施します。

2 招へいの対象となる外国人研究者

認知症政策研究事業の対象となる研究分野において優れた研究を行っている研究者とします。

3 招へい期間（日本入国日から出国日まで）

平成28年9月1日から平成29年2月28日までの間の、原則として、10日間程度とします。

なお、これにより難しい場合は、その理由を申請書の該当欄に明記してください。

4 交付する経費の範囲

航空賃、支度料、滞在費及び国内活動旅費とします。

5 応募条件

- (1) 申請者は、**認知症政策研究事業の研究代表者**に限ります。
- (2) 招へいする外国人研究者の受入研究者は、認知症政策研究事業の研究代表者又は研究分担者に限ります。
- (3) 申請するにあたり、受入研究者は、招へいする外国人研究者の受入に関して所属機関の長の承諾を得ることを必要とします。
- (4) 招へいに係わるビザ取得手続き、日本滞在中の宿舍の確保等は、受入研究者が行うこととします。

6 応募方法

- (1) 外国人研究者の招へいを希望する研究代表者及び分担者は、必ず認知症政策研究推進事業外国人研究者の招へい事業規程及び本募集要領をお読みください。
- (2) 外国人研究者の招へいを申請する研究代表者は、申請書類をダウンロードし必要事項を記載のうえ、分担者の受入分も含めて当財団宛に書留郵便又は宅配便にて送付してください。

7 応募期間

平成28年6月13日（月）から平成28年7月29日（金）必着とします。

8 採否決定通知

平成28年8月31日（水）までに関係者に通知します。

9 研究成果の報告等

- (1) 招へいされた外国人研究者の申請者は、招へい研究者からの研究報告書を添えて、招へい期間終了後1ヵ月以内に、「研究実績報告書」を財団に提出することとします。
- (2) 提出された研究実績報告書は、当財団が発行する認知症政策研究推進事業研究報告集に掲載し、公表します。

10 申請書類

【個人情報の利用目的】申請書類に記載された個人情報は、認知症政策研究推進事業の実施のために必要な事務に限定して利用するものであります。

- (1) 招へい申請書（様式1）(PDF形式) (doc形式)
- (2) 履歴書（招へいする外国人研究者）(様式2) (PDF形式) (doc形式)
- (3) 受入承諾書（受入機関の長）(様式3) (PDF形式) (doc形式)

[申請書ダウンロードページへ](#)

11 留意事項

- (1) 研究代表者の研究が終了すると同時に推進事業を受ける資格も喪失するものとします。
- (2) 受入機関において研究代表者又は研究分担者の**研究課題に関与することなく、学会への出席が目的の外国人研究者の招へいは、推進事業に該当しません。**
- (3) 2件以上の招へいを申請する場合は、申請書（様式1）に申請順位を明記してください。
- (4) 書類に不備がある場合は、申請を受理しないことがあります。

12 応募先

公益財団法人 長寿科学振興財団
〒470-2101 愛知県知多郡東浦町大字森岡字源吾山1-1
あいち健康の森 健康科学総合センター4階
TEL 0562-84-5411
FAX 0562-84-5414
E-Mail research@tyojyu.or.jp